



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 5 月12日 (月曜日) 第 2589 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示…………… (人事課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ” ) 2

頁

- 登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 2
- 農業振興地域の指定の一部変更…………… (農村計画課) 3
- 土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …………… (商工政策課) 4
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4

### 公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 316号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (平成4年宮崎県告示第560号) の一部を次のように改正する。

平成26年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,503円	12,935円	20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円	20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円	25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円	30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円	35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円	40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円	45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,995円	50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円	55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円	60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,950円	14,376円	65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,950円	12,935円	70歳以上	3,930円	13,040円

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (以下「改正後の告示」という。) の表の20歳以上25歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最高限

度額の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の告示の表の20歳以上25歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成26年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

**宮崎県告示第 317号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
サン調剤薬局蔵原店	都城市蔵原町10街区22の1号	平成26年4月1日
富高薬局財光寺支店	日向市大字財光寺山下162番地5	平成26年4月1日

**宮崎県告示第 318号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（

平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
竹田内科医院	都城市高木町4846番地7	平成26年3月31日
ひむか調剤薬局蔵原店	都城市蔵原町10街区22の1号	平成26年3月31日

**宮崎県告示第 319号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成26年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	
451000131	リバーサイド・ケアホームおおよど	宮崎市大淀1丁目1番3号	スローライフこぞの株式会社	宮崎市大淀1丁目1番3号	平成26年3月3日
451000132	特別養護老人ホーム水明荘ユニット館	延岡市鯛名町908番地1	社会福祉法人康生会	延岡市昭和町3丁目9番地3	平成26年4月1日
451000133	特別養護老人ホームユニット楓荘	延岡市無鹿町1丁目2031番地5	社会福祉法人三ツ葉会	延岡市無鹿町1丁目2031番地4	平成26年4月1日
451000134	特別養護老人ホーム長生園（ユニット型）	宮崎市山崎町浜川37番地	社会福祉法人舞鶴会	宮崎市山崎町浜川37番地	平成26年4月1日
451000135	特別養護老人ホーム三光苑（短期入所）	北諸県郡三股町大字長田1266番地1	社会福祉法人常緑会	都城市豊満町2647番地	平成26年4月1日
451000136	特別養護老人ホーム中郷園（短期入所）	都城市豊満町2647番地	社会福祉法人常緑会	都城市豊満町2647番地	平成26年4月1日
451000137	特別養護老人ホーム中郷園南館	都城市豊満町2647番地	社会福祉法人常緑会	都城市豊満町2647番地	平成26年4月1日
451000138	特別養護老人ホーム幸楽荘花はな館	西都市大字茶臼原字轟941番地1	社会福祉法人信和会	宮崎市大字島之内2752番地	平成26年4月1日
451000139	指定地域密着型介護老人福祉施設仁の里	児湯郡木城町大字椎木字浦畑3950番地1	社会福祉法人善仁会	宮崎市田野町字桜ヶ丘乙1742番地30	平成26年4月1日
451000140	特別養護老人ホーム千寿園ユニット館	延岡市北浦町古江13番地	社会福祉法人千寿会	延岡市北浦町古江2693番地	平成26年4月1日
451000141	特別養護老人ホーム三光苑さつき	北諸県郡三股町大字長田1266番地1	社会福祉法人常緑会	都城市豊満町2647番地	平成26年4月1日

451000142	特別養護老人ホーム高城園東館	都城市高城町穂満坊3438番地1	社会福祉法人観音の里	都城市高城町穂満坊字斉道3416番地	平成26年4月1日
451000143	グループホーム仰星台1号館	日向市大字塩見 10946番地1	医療法人社団慶城会	日向市大字塩見 11652番地	平成26年5月1日

## 宮崎県告示第 320号

昭和45年宮崎県告示第 238号の5で指定した新富町の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県児湯農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成26年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県告示第 321号

土地収用法(昭和26年法律第 219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 起業者の名称  
社会福祉法人三ツ葉会
- 2 事業の種類  
楓荘グループホーム牧の家(仮称)建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
宮崎県延岡市牧町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
楓荘グループホーム牧の家(仮称)建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に規定する「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業」に関する事業に該当する。  
以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業は、社会福祉法人三ツ葉会が認知症対応型共同生活介護サービス施設(以下「グループホーム」という。)[「楓荘グループホーム牧の家(仮称)」を建設するものである。  
本件事業の起業者である社会福祉法人三ツ葉会は、第5期延岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「ハートフルプラン21」という。)に基づく認知症対応型共同生活介護サービスの指定予定事業者として決定している。また、他の社会福祉施設の運営実績もある。  
起業者は本件事業の実施にあたり、自己資金によって平成26年度に事業予算を計上し、事業遂行に必要な財源措置が講じられている。  
以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
    - ① 事業の施行により得られる公共の利益について  
延岡市では、全国平均、県平均よりも高齢化率が高く、また、介護保険制度を利用している認知症高齢者は約4,400人に増加しており、認知症高齢者やその家族に対する環境整備

が喫緊の課題となっている。

認知症に対する地域密着型サービスとして、グループホームが中心的な介護サービスとされているが、延岡市ではその数が不足している。

本件事業の施行により、認知症高齢者が、人として尊厳を保ちながら家庭の雰囲気の中で日常生活を営む場を提供できる。さらに、地域住民との交流のもとで、それぞれの役割を担いつつ自立した生活をするにより、認知症の進行を緩和することが期待される。

また、延岡市に不足する地域密着型サービスの環境改善の一助となり、延岡市第5次長期総合計画及びハートフルプラン21の理念にも資することができる。

## ② 事業の施行により失われる利益について

起業地付近では、宮崎県版レッドデータブックに記載された準絶滅危惧種に該当する動物が確認されているが、これらの動物は延岡市山間部に広く分布しており、必要に応じ適切な措置を講じることによって、自然環境への影響は軽微であると予測されている。また、起業地内に文化財包蔵地は存在しない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、3箇所の候補地について、施設利用の利便性等の交通条件、周辺地域の環境、工事施行の難易度等の技術的条件、経済性を総合的に比較した結果、いずれの条件においても優れていることから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

## ④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

## ① 事業を早期に施行する必要性

延岡市は高齢化率が高く、認知症高齢者数も増加しているにもかかわらず、グループホームの数が不足しており、早急に整備する必要がある。よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## ② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所  
延岡市役所高齢福祉課

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー日南店  
日南市大字星倉字貝守4426番2 外19筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
平成26年3月6日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年5月12日から平成26年6月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー日南店  
日南市大字星倉字貝守4426番2 外19筆
  - 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更  
平成26年3月6日
  - 3 意見の概要  
意見なし
  - 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成26年5月12日から平成26年6月12日まで
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。
- 平成26年5月12日
- 宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-22)第1006号	(有)村川水道工業所	村川 寧	宮崎県宮崎市大字熊野10198-6	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成26年3月25日付けで廃業した旨の届	平成26年3月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第1209号	川野組	川野 光盛	宮崎県串間市大字西方5515-1	一般	土木工事業、建築工事業、ほ装工事業	平成26年3月31日〃	平成26年3月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第1807号	(有)深田組	村川 寧	宮崎県宮崎市大字熊野10198-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成26年3月25日〃	平成26年3月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第6042号	(有)久工務店	杉尾 昇子	宮崎県宮崎市大字瓜生野1560	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業	平成26年3月13日〃	平成26年3月13日 (全廃業)



					、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業		
宮崎県知事許可(般-22)第7035号	押川建設	押川 豊	宮崎県宮崎市大字浮田95	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成26年3月4日〃	平成26年3月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第9109号	(有)橋本電設	橋本 敏昭	宮崎県延岡市大貫町4-2571-3	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成26年3月18日〃	平成26年3月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第10237号	榎田左官工業	榎田 菊雄	宮崎県延岡市下三輪町235-2	一般	左官工事業	平成26年3月18日〃	平成26年3月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第11208号	住まいのトマトハウス	黒木 芳郎	宮崎県宮崎市吉村町西中甲1331-4	一般	建築工事業	平成26年3月7日〃	平成26年3月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第12009号	(有)文組	奈須 月春	宮崎県日向市大字塩見7741	一般	土木工事業	平成26年3月6日〃	平成26年3月6日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第12185号	(有)協侑建設	松岡 宗一	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾1430-6	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成26年3月31日〃	平成26年3月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第12590号	(株)あかえ電工	村雲 政治	宮崎県宮崎市大字赤江2	一般	電気工事業	平成26年3月4日〃	平成26年3月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12826号	杉田設備工業	杉田 政明	宮崎県宮崎市桜ヶ丘町19-26	一般	管工事業	平成26年3月28日〃	平成26年3月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第13191号	(有)ナガノ工業	長野 兼雄	宮崎県西諸県郡高原町大字広原5381-63	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成26年3月28日〃	平成26年3月28日(全廃業)

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第6号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成26年5月12日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1級	平成26年8月13日(水)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

#### 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

#### 3 定員

15人(受付先着順とする。)

#### 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

#### 5 検定申請手続

##### (1) 受付期間、時間

平成26年6月30日(月)から7月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

##### (3) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 住所地进行を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 交通誘導 2 級検定合格証明書の写し及び交通誘導 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）
- カ 1 級検定受検資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料  
 検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。  
 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法  
 学科試験及び実技試験により行う。  
 なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。  
 また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。